

令和7年第5回農業委員会総会会議録

令和7年第5回船橋市農業委員会総会を5月9日午後3時00分船橋市役所6階602会議室に招集する。

出席委員（14人）

石山 幸男	齋藤 教子	金子 しのぶ	豊田 豊	長嶋 雄一	小川 晃	平野 恵昭
神山 茂樹	高橋 光一	藤家 雅子	藤平 尚志	宍倉 由紀雄	藤城 孝義	岡庭 一美

農地利用最適化推進委員（2人）

中村 恵一	武藤 英夫
-------	-------

議長	それでは出席委員数が定足数に達しておりますので、ただいまから令和7年第5回農業委員会総会を開催いたします。 事務局、傍聴人はおりますか。
局長	傍聴人はおりません。
議長	それでは、まず、議事録署名人でございますが、議長が指名するものとしてよろしいでしょうか。 (「異議なし」の声あり)
議長	それでは、指名いたします。 1番石山 幸男委員と7番平野 恵昭委員の両名にお願いいたします。 それでは、お配りしてございます議案書の順序に従い審議に入ります。 局長。
局長	農地法第3条許可申請について、議案第1号の1から2を上程いたします。
議長	本議案につきまして、神山審査班長の報告を求めます。

神山審査班長

それでは、今月 2 日、武藤 英夫推進委員とともに審査いたしましたので、審査班としての所見を申し上げます。議案書 2 ページ、地図 1 から 3 ページをご覧ください。

議案第 1 号の 1 につきまして、金堀町に在住の譲受人が当該農地を売買により取得し、農業経営の拡大を図るもので。農業従事者は 3 名、従事日数は 900 日、農機具を一式保有しております。

続きまして、議案書 2 ページ、地図 4 から 5 ページをご覧ください。

議案第 1 号の 2 につきまして、神保町に在住の譲受人が当該農地を贈与により取得し、農業経営の拡大を図るもので。農業従事者は 2 名、従事日数は 600 日、農機具を一式保有しております。

以上、2 議案につきましては、不許可の事由を規定した農地法第 3 条第 2 項各号には該当せず、許可要件のすべてを満たしていることから、許可すべきものと思われます。

議長

ただいまの審査班長報告に対し、ご異議、ご質問等ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしの声がございました。それでは、採決いたします。

本議案につきまして、審査報告のとおり許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

全員一致であります。よって許可とすることに決しました。

局長。

局長

農地法第 3 条許可申請について、議案第 1 号の 3 を上程いたします。

議長

本議案につきまして、長嶋審査班長の報告を求めます。

長嶋審査班長

それでは、今月 2 日、藤平 尚志委員、中村 恵一推進委員とともに審査いたしましたので、審査班としての所見を申し上げます。議案書 2 ページ、地図 6 から 7 ページ、参考資料、農地所有適格法人の要件（4 つの要件）をご覧ください。議案第 1 号の 3 につきましては、緑台に本社を置き、農地所有適格法人、いわゆる農地を所有できる法人になるための 4 つの要件、1、法人形態、2、事業内容、3、議決権、4、役員要件のすべてを満たすと考えられる譲受人が当該農地を賃借し、農業経営の拡

大を図るもので

農業従事者は3名、従事日数は550日、農機具を一式保有しております。

以上、本議案につきましては、不許可の事由を規定した農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件のすべてを満たしていることから、許可すべきものと思われます。

議長

ただいまの審査班長報告に対し、ご異議、ご質問等ございませんでしょうか。

金子委員

金子委員

譲受人からは、毎回申請が出ていますが、今回は何を作付されるのですか。

長嶋審査班長

サツマイモということです。

議長

ほかにご意見、ご質問等ございませんでしょうか。

なければ、採決いたします。

本議案につきまして、審査報告のとおり許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

全員一致であります。よって許可とすることに決しました。

局長

局長

農地法第4条許可申請について、議案第2号の1を上程いたします。

議長

本議案につきまして、長嶋審査班長の報告を求めます。

長嶋審査班長

それでは、引き続き審査班としての所見を申し上げます。

議案書3ページ、地図8から10ページをご覧ください。

議案第2号の1につきましては、近隣で土木工事業を営む法人から要望を受けて、資材置場として整備し、貸し出すものです。

申請地は畑で、隣接地は畑、山林及び公衆用道路となっており、整備にあたり周囲には単管パイプ柵を施工し、また、雨水は自然浸透することから、隣接地等への被害発生の恐れはないものと思われます。

なお、申請地に隣接する農地所有者へ事業計画を説明済です。

資力については、必要となる金額を証明書等で確認済であり、信用については、現在違反行為がないことを確認しています。農地の区分については、申請地が集団的農地としておおむね10ヘクタール未満であり、また、市街化の可能性がある区域に近接していることから、第2種農地と判断します。

以上、本議案につきましては許可相当と思われます。

議長

ただいまの審査班長報告に対し、ご異議、ご質問等ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしの声がございました。それでは、採決いたします。

本議案につきまして、審査報告のとおり許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

全員一致であります。よって許可相当とすることに決しました。

局長。

局長

農地法第5条許可申請について、議案第3号の1を上程いたします。

議長

本議案につきまして、神山審査班長の報告を求めます。

神山審査班長

それでは、引き続き審査班としての所見を申し上げます。

議案書4ページ、地図11から13ページをご覧ください。

議案第3号の1につきましては、建築工事業を営む譲受人が申請地を借り、隣接の山林及び公園と併せて、都市計画法第4条により、サッカーコート及びクラブハウスとして整備し、貸し出すものです。

なお、当該地は一部に既に碎石敷きがされているため、始末書が添付されております。

申請地は畠で、隣接地は畠、山林、公園、雑種地、宅地及び公衆用道路となっており、整備にあたり周囲にはブロックを施工し、また、雨水は雨水浸透施設、汚水・雑排水は浄化槽にて処理後、雨水管へ接続することから、隣接地等への被害発生の恐れはないものと思われます。

なお、申請地に隣接する農地所有者へ事業計画を説明済であり、都市計画法の手続きについては現在申請中であります。

資力については、証明書等で確認済であり、信用については、現在違反行為がないことを確認しています。
農地の区分については、申請地が集団的農地としておおむね 10 ヘクタール未満であり、また、市街化の可能性がある区域に近接していることから、第 2 種農地と判断します。

以上、本議案につきましては許可相当と思われます。

議長

ただいまの審査班長報告に対し、ご異議、ご質問等ございませんでしょうか。

石山委員。

石山委員

お聞きしたいのですけど、177 平方メートルの建築をするということになっております。この建築物は現実的に妥当なのかということと、それからもう一つは、賃借権の設定が 20 年とあるのですけれども、定期借地権は 30 年からかなというふうにうろ覚えで思っていたのですけど、この 2 点についてお聞きできればと思います。

議長

事務局。

事務局

まず 1 点目、建物についてでございますが、こちらは同時に宅地課に開発許可申請が出ておりますので、そちらで申請済ということがあります。

定期借地権に関しましては、申し訳ございません、30 年からというのは私としても存じ上げていないのですが、20 年の賃借権の設定で、当事者間で契約しているという話でございました。

以上です。

議長

石山委員、よろしいですか。

石山委員

はい。

議長

ほかにご意見、ご質問等ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしの声がございました。それでは、採決いたします。

本議案につきまして、審査報告のとおり許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

全員一致であります。よって許可相当とすることに決しました。

局長。

局長 農地法第5条許可申請について、議案第3号の2を上程いたします。

議長 本議案につきまして、長嶋審査班長の報告を求めます。

長嶋審査班長 それでは、引き続き審査班としての所見を申し上げます。

議案書4ページ、地図14から16ページをご覧ください。

議案第3号の2につきましては、自動車リース業を営む譲受人が当該地を取得し、車両置場として整備するものです。

申請地は畑及び田で、隣接地は畑、田、山林及び宅地となっており、整備にあたり周囲には安全鋼板を施工し、また、雨水は自然浸透することから、隣接地等への被害発生の恐れはないものと思われます。

なお、申請地に隣接する農地所有者へ事業計画を説明済です。

資力については、必要となる金額を証明書等で確認済であり、信用については、現在違反行為がないことを確認しています。

農地の区分については、申請地が集団的農地としておおむね10ヘクタール未満であり、また、市街化の可能性がある区域に近接していることから、第2種農地と判断します。

以上、本議案につきましては許可相当と思われます。

議長 ただいまの審査班長報告に対し、ご異議、ご質問等ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしの声がございました。それでは、採決いたします。

本議案につきまして、審査報告のとおり許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

全員一致であります。よって許可相当とすることに決ました。

局長。

局長 農地法に基づく許可を要しない土地の証明願について、議案第4号の1を上程いたします。

議長 本議案につきまして、事務局から説明願います。

事務局 事務局です。

議案第4号の1につきましては、農地法に基づく許可を要しない土地の証明願でございます。

議案書5ページ、地図17から18ページをご覧ください。

本議案につきましては、二和西の畠、面積は22平方メートルであります。当該地は20年以上前から宅地として一体利用されており、現在に至っております。20年以上宅地であった旨の証明として、平成元年10月18日撮影の航空写真が添付されております。

以上、本議案につきましては、農地法の規定に基づく許可を要しない土地と思われます。

以上です。

議長 ただいまの事務局説明に対し、ご意見はございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしの声がございました。それでは、採決いたします。

本議案につきまして、農地法に基づく許可を要しない土地と判断する方の挙手を求めます。

全員一致であります。よって許可は要しないと決しました。

局長。

局長 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について、議案第5号の1を上程いたします。

議長 本議案につきまして、事務局から説明願います。

事務局 議案第5号の1は、相続税の納税猶予に関する適格者証明願についてでございます。議案書は6ページです。

本件につきましては、古作に在住の申請人の父が令和6年12月に死亡したことにより、耕作農地6筆、計7,543.39平方メートルのうち、生産緑地である前貝塚町の畠2筆、計3,848.39平方メートルについて、相続税の納税猶予を受ける適格者とし

て証明願の申請がありました。

事務局が調査したところ、現地が農地として利用されており、申請人から今後も引き続き農業経営を行うことを確認しました。

したがいまして、申請人は相続税の納税猶予を受ける適格者であると思われます。

以上です。

議長

ただいまの事務局説明に対し、ご意見はございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしの声がございました。それでは、採決いたします。

本議案につきまして、相続税の納税猶予の適格者と認定することに賛成の方の挙手を求めます。

全員一致であります。よって適格者と認定することに決しました。

局長。

局長

都市農地の貸借の円滑化に関する法律による事業計画の決定について、議案第6号の1を上程いたします。

議長

本議案につきまして、事務局から説明願います。

事務局

議案第6号の1につきましては、都市農地の貸借の円滑化に関する法律による事業計画の決定についてでございます。議案書は7ページです。

都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条第3項の規定により、市は農業委員会の決定を経て、都市農地の貸借権等の設定に係る事業計画の認定をすることとされています。このため、市長から事業計画を認定するため、農業委員会の決定をいただきたい旨の依頼がありました。

該当地は、生産緑地である二子町の現況畠の田1筆1,021平方メートルに、使用貸借による権利5年を新規で設定するものです。

事務局において事業計画について確認・調査したところ、都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条第3項各号の要件を満たしており、事業計画を決定することが適當であると思われます。

以上です。

議長

ただいまの事務局説明に対し、ご意見はございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしの声がございました。それでは、採決いたします。

本議案につきまして、都市農地の貸借の円滑化に関する法律による事業計画として決定することに賛成の方の挙手を求めます。

全員一致であります。よって承認することに決しました。

局長。

局長

令和6年度最適化活動の点検・評価の実施について、議案第7号を上程いたします。

議長

本議案の審議に入る前に、本議案は各推進委員の活動の評価も含まれていることから、中村推進委員及び武藤推進委員の退席を求めます。

中村推進委員・武藤推進委員退室

議長

本議案につきましては、4月総会において農政小委員会に付託した案件でございます。

農政小委員長の報告を求めます。

農政小委員長

本件につきまして、4月総会において農政小委員会に付託された議案となります。その後、4月の農政小委員会、4月及び5月の推進委員連絡協議会で検討を重ね、本日開催した農政小委員会で最終案を決定いたしました。

それでは、内容について、事務局から説明をお願いします。

事務局

それでは、令和6年度最適化活動の点検・評価の実施についてご説明いたします。

国からの通知により、年度末の実績を踏まえた農業委員会活動全体の点検・評価を実施・公表しなければならず、また、推進委員においては、自身の活動の実施状況及び目標の達成状況について自ら点検・評価を行い、農業委員会総会にて承認を受ける必要があります。先ほど農政小委員長よりご説明いただきましたとおり、農業委員会活動及び各推進委員の活動の点検・評価につきましては、農政小委員会においてご審議いただき、最終案を決定していただきました。

なお、事務局の説明は、推進委員の活動の点検・評価である別紙様式3と農業委員会活動全体の点検・評価である別紙様式4から6を一括して行います。ご質問等は最後にまとめてお伺いいたしますので、ご了承ください。

それでは、まず、推進委員の活動の点検・評価を行います。初めに、配付資料、「別表 目標の達成状況の評語の適用方法」をご準備ください。こちらが国から示された採点表であり、各推進委員の活動の点検・評価及び農業委員会活動全体の点検・評価において使用いたします。事務局の説明と併せてご確認ください。

それでは、配付資料、「別紙様式3 推進委員等による最適化活動の実施状況及び点検・評価」をご説明いたします。こちらは推進委員ごとに作成しておりますので、全13名分をお配りしております。

まず、一番上の武藤推進委員の別紙様式3をご覧ください。「1 推進委員等による最適化活動の実施状況及び点検・評価」の「(1) 最適化活動の実施状況」には、推進委員の皆様から毎月ご提出いただいている活動記録を基に記載しております。なお、表の項目にある活動日数、意向把握の実施回数、話し合いの参加回数及び関係機関との打合せの実施回数については実際の回数を、その他の項目については、月に1回以上実施されたものについては丸を記入しております。武藤推進委員には年間で106日、最適化活動を行つていただき、1月当たりの月平均活動日数は8.8日であったことになります。

事務局

続きまして、「(2) 成果目標の達成状況及び自己点検・評価の結果」について説明いたします。

「①成果目標の達成状況」をご覧ください。目標については、船橋市農業委員会全体の最適化活動の目標を担当区域ごとに割り振ったものです。実績については、事務局にて農地台帳等から集計したものとなります。達成状況については、それぞれの実績を目標で除したものとなります。

続きまして、右側の「②自己の点検・評価」について説明いたします。活動の実施状況や成果目標の達成状況を採点表の裏面、「2 推進委員等の評語」【表2】に基づいて採点した結果を記載しております。例えば、武藤推進委員の場合、活動実績の「①月当たりの最適化活動を行う日数目標に対する達成状況(年間平均)」は、活動日数の合計が106日であり、月の活動目標10日の12か月分である年間目標120日を下回っていますので、【表2】の「目標を下回った」に該当し、獲得点数は2点となります。

その下、「②月当たりの最適化活動の日数(年間平均)」は、備考欄に記載のとおり、活動日数合計106日を12か月で割ります

と、月平均が8.8日となり、【表2】の「8日以上13日未満」に該当しますので、獲得点数は8点となります。

続きまして、右側の成果実績の「①農地の集積」についてですが、達成状況が87.11パーセントですので、【表2】の「達成率90パーセント未満」に該当し、獲得点数は1点となります。

「②緑区分の遊休農地の解消」についてですが、達成状況が31.2パーセントですので、【表2】の「達成率90パーセント未満」に該当し、獲得点数は1点となります。

「③新規参入の促進」についてですが、達成状況が1,000パーセントですので、【表2】の「達成率110パーセント以上」に該当し、獲得点数は4点となります。

最後に、「2 農業委員会による点検・評価」について説明いたします。黄色用紙の採点表と併せてご覧ください。全体としての評語につきましては、「②自己点検・評価」の点数を足し上げた結果、合計点が該当する【表1】の評語を記載しています。武藤推進委員の場合、【表2】の合計点数が16点となりますので、【表1】の「15点以上20点未満」に該当し、目標に対して期待どおりの結果が得られたと記載しております。その右側の総会で出された意見につきましては、意見があった場合は記載し、意見がない場合は特記事項なしと記載いたします。

それでは、しばらくお時間をお取りしますので、13名分の記載内容をご確認ください。お願いします。

事務局

よろしいでしょうか。それでは、別紙様式3の説明は以上となります。

続きまして、農業委員会活動全体の点検・評価を行います。

なお、別紙様式4と別紙様式6についてですが、こちらは次にご説明いたします別紙様式5の内容を転記したものとなりますので、説明は省略いたします。

それでは、「別紙様式5 令和6年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」についてご説明いたします。なお、先ほどの黄色用紙の採点表の表面「1 農業委員会の目標の評語」を使用しますので、事務局の説明と併せてご確認ください。

では、別紙様式5の説明をさせていただきます。1ページ目、「I 農業委員会の状況（令和6年4月1日現在）」についてですが、

国の統計など記載のとおりであり、令和6年度の活動目標策定時の内容と同じですので、説明は省略いたします。

続いて2ページ目、「II 最適化活動の実施状況【農業委員会の実績及び点検・評価結果】、「1 最適化活動の成果目標」の「(1) 農地の集積」、「①現状及び課題」と「②目標」についてですが、こちらも記載のとおりであり、目標策定時の内容と同じですので、説明は省略いたします。「③実績」についてですが、令和6年度末の実績にて更新しています。今年度末の集積面積（累計）(G) は 398.1ヘクタールでありましたので、目標に対する達成状況(E) 分の(H) は 97.2パーセントとなりました。

したがいまして、農業委員会の点検結果は、採点表表面、【表2】の「(1) 成果目標」、「①農地の集積」に基づき、目標に対する達成状況が 97.2 パーセントですので、達成率 90 パーセント以上 110 パーセント未満と記載しております。

事務局 引き続き2ページ目、「(2) 遊休農地の発生防止・解消」、「①現状及び課題」と「②目標」についてですが、こちらも記載のとおりであり、目標策定時の内容と同じですので、説明は省略させていただきます。

3ページ目、「③実績」についてですが、令和6年度末の実績にて更新しております。今年度の緑区分の遊休農地の解消実績(D) は 2.5 ヘクタールでありましたので、今年度の目標に対する達成状況(C) 分の(D) は 50 パーセントとなりました。「④その他」につきましては、令和6年度農地利用状況調査の結果を記載しております。

したがいまして、農業委員会の点検結果は、採点表表面、【表2】の「(1) 成果目標」、「②緑区分の遊休農地の解消」に基づき、目標に対する達成状況が 50 パーセントですので、達成率 90 パーセント未満と記載しております。

引き続き3ページ目、「(3) 新規参入の促進」、「①現状及び課題」と「②目標」についてですが、こちらも記載のとおりであり、目標策定時の内容と同じですので、説明は省略いたします。

4ページ目、「③実績」についてですが、新規参入者への貸付け等について、農地所有者の同意を得た上で公表した農地の面積(B) は、3月中に推進委員の皆様に取り組んでいただいた新規参入の促進意向確認の集計結果を記入し、6.73 ヘクタールとなりました。これらの数値は船橋市のホームページに公表しており、URLを記載しております。

目標に対する達成状況(A) 分の(B) は 961.4 パーセントになりました。

したがいまして、農業委員会の点検結果は、採点表表面、【表2】の「(1) 成果目標」、「③新規参入の促進」に基づき、目標に対

する達成状況が961.4パーセントですので、「達成率110パーセント以上」と記載しております。

事務局 引き続き4ページ目、「2 最適化活動の活動目標」、「(1) 推進委員等が最適化活動を行う日数目標」についてですが、記載のとおりとなります。

「(2) 活動強化月間の設定」についてですが、「①目標」は記載のとおり3回設定し、「②実績」は目標のとおり3回実施していましたので、その旨記載しております。内容は記載のとおりです。

なお、記入欄はございませんが、採点表表面、【表2】の「(2) 活動目標」、「①活動強化月間の実施」をご参照いただき、達成状況、「3月以上実施した」に該当いたします。

事務局 続きまして5ページ目、「(3) 新規参入相談会への参加」についてですが、「①目標」は記載のとおりであり、「②実績」は目標のとおり実施していただきましたので、その旨記載しております。内容は記載のとおりです。

なお、こちらも記入欄はございませんが、採点表表面、【表2】の「(2) 活動目標」、「②新規参入相談会への参加」をご参照いただき、達成状況、「推進委員等が1名以上参加した」に該当いたします。

事務局 同じく5ページ目、「目標の達成状況の評語」について説明いたします。採点表表面、【表2】の各項目の点数を合計し、【表1】の評語を決定します。採点表の【表2】をご覧ください。

繰り返しにはなりますが、「(1) 成果目標」の「①農地の集積」は達成状況が97.2パーセントですので、「達成率90パーセント以上110パーセント未満」に該当し、獲得点数は3点です。「②緑区分の遊休農地の解消」は達成状況が50パーセントですので、「達成率90パーセント未満」に該当し、獲得点数は1点です。「③新規参入の促進」は達成状況が961.4パーセントですので、「達成率110パーセント以上」に該当し、獲得点数は5点です。

「(2) 活動目標」の「①活動強化月間の実施」は、3月以上実施しましたので、獲得点数は1点です。「②新規参入相談会への参加」は、推進委員等が1名以上参加しましたので、獲得点数は1点です。

したがいまして、獲得点数の合計は11点となり、【表1】の10点以上15点未満に該当しますので、評語は目標に対して期待を上回る結果が得られたと記載しております。

推進委員等の点検・評価結果は、別紙様式3を集計した結果、記載のとおりとなります。

最後に6ページ目、「III 事務の実施状況」についてですが、農地法に係る事務の点検につきましては、すべて適切に行われております。令和6年度末の集計により、1年間の処理件数等は記載のとおりです。

以上で別紙様式5の説明を終わります。事務局からの説明は以上です。

農政小委員長

ありがとうございました。

以上が農政小委員会で作成した案となります。

以上です。

議長

ただいまの農政小委員長の報告に対し、ご意見はございませんでしょうか。

ご意見がないようなので、採決いたします。

本議案につきまして、原案どおり令和6年度最適化活動の点検・評価の実施とすることに賛成の方の挙手を求めます。

全員一致であります。よってそのように決しました。

中村推進委員、武藤推進委員の入室をお願いします。

中村推進委員・武藤推進委員入室

議長

続きまして、事務局より報告がございます。

局長

事務局より報告事項が6件ございます。

まず初めに、報告事項（1）、議案書は8ページから11ページになります。農地法第4条届出に係る受理通知書の交付について、3月中に22件の届出を受理いたしました。

報告事項（2）、議案書は12ページから19ページになります。農地法第5条届出に係る受理通知書の交付について、3月中に41件の届出を受理いたしました。

以上、報告事項（1）から（2）の届出につきましては、農業委員会事務局規程第7条第1項第1号の規定により、局長専決として受理書を交付いたしました。

続きまして、報告事項（3）、議案書は20ページから21ページになります。転用許可にともなう工事完了報告について、8件の報告書の提出がありました。事務局で現地を調査し、工事の完了を確認いたしましたので、千葉県知事宛てに報告書を送付いたします。

報告事項（4）、議案書は22ページになります。農地転用許可後の工事進捗状況報告について、1件の報告書の提出がありました。事務局で現地を調査し、工事の進捗状況を確認いたしましたので、千葉県知事宛てに報告書を送付いたします。

続いて、報告事項（5）、議案書は23ページになります。農地の転用事実に関する照会について、1件を局長専決として回答いたしました。

最後に、報告事項（6）、議案書は24ページになります。生産緑地地区における行為の制限の解除について、2件の行為の制限の解除がなされ、市長より通知がありましたので、ご報告いたします。

報告は以上でございます。

議長

以上で、本日予定されました議案審議は終了いたしました。（午後3時48分）

次に、事務連絡がございます。

事務局

————— 事務連絡 ————

議長

それでは、本日の総会はこれで終了いたします。

議長は、午後3時50分第5回農業委員会総会の閉会を宣言した。